

# 葛南教育事務所だより

千葉県教育庁葛南教育事務所  
〒273-0012 船橋市浜町2 -5 -1  
Tel 047-433-6017 Fax 047-433-3169



## 令和元年度 所長学校訪問・校長室訪問を終えて

【管理課】

11月21日(木)の所長学校訪問をもって、今年度55校の所長訪問と54校の校長室訪問が、全て無事に終了しました。訪問校の皆様には、事前の準備から当日の対応までありがとうございました。「信頼される学校づくり」の実現のため、事前に提出していただいた「所長学校訪問資料」、「学校運営自己診断票」、「事前アンケート」をもとに訪問させていただきました。今年度のまとめとして、よい取組を実践している具体例と事務所からのお願いについて、以下のとおりまとめました。

### (1) 安全安心な学校づくりの推進について

- ① 危機管理のための「さ・し・す・せ・そ」を学校全体で意識するため、掲示されていました。
  - ② どの教室も避難経路図が入り口近くに掲示してあり、どちらに逃げるか一目で分かるよう明確に表示されていました。また、低学年の児童にも分かりやすい工夫がされていました。
- ※ 「今、大きな地震が起きたら」と想定し、教室の出入り口近くをふさぐ危険性があるものは撤去するようお願いしました。また、多くの教材教具・備品だけでなく、PCの中のデータ、そして皆様の心の整理整頓もするよう、お願いしました。



### (2) 不祥事ゼロの学校づくりの推進について

- ① モラルアップ委員会が作成したポスターや標語が会議室や職員トイレ、各校独自の掲示板等に貼ってありました。
  - ② 「チーム〇〇」を掲げ、初若年者が中心となった研修やレクリエーションを行う等、各校が工夫してモラルアップを図っていました。
- ※ 管理職や初若年者が一緒に参加型の研修を行い、切実感や当事者意識を高めるようお願いしました。



### (3) 教職員が育つ学校づくり・活気ある学校づくりの推進について

- ① 教室前面の掲示物を必要最低限のものに精選していました。また、課題提示やまとめの際に、共通したチョークの色使いをしている等、地域の小・中学校で連携した取組がありました。
  - ② 児童生徒に向けた掲示物のコメントが温かく、次の活動の意欲向上を促す内容になっていました。
  - ③ ノー部活デーやノー残業デーを設定するとともに、効率よく仕事を進められるよう業務改善を図り、教職員の意識改革に取り組んでいました。
- ※ モラルアップ委員会を活用して、職員が同じ方向を向いて取り組むことや、ボトムアップ型や参加型の研修により、職員がひとつになって風通しのよい職場づくりができるようお願いしました。

### (4) 事後アンケートから

- ・ 働き方改革について、学校現場での考え方や方法が分かり、大いに勉強になりました。
- ・ 「多忙化の軽減・解消」に向けては、職員の多忙感を軽減することから進められるよう、教職員とアイデアを出し合いながら、取り組んでいきたいと思えます。
- ・ 訪問により、人材・会計・施設に関する管理について見直し、改善するよい機会となりました。
- ・ 個別の配慮を必要とする児童への対応や校内研修のあり方、業務内容の削減についても再度見直し、ワークライフバランスのとれた働きやすい職場を実現するために話し合っていきます。
- ・ 教職員一同、コミュニケーション力をさらに向上させ、学校力を高めていきたいと思えます。
- ・ 所長のお話から「不祥事は絶対に出さない」と再認識し、決意を新たにしました。

貴重なご意見、ありがとうございました。来年度も学校・教職員が元気になる訪問を実施いたします。

# 管内永年勤続者表彰

【管理課】

令和元年11月11日から28日までの期間に、葛南教育事務所管内各市において、永年勤続者感謝状贈呈式が行われました。この感謝状贈呈式は、モラルアッププロジェクト委員会答申（平成16年12月14日）を受け、管内の学校教育進展のために尽力された方々に対し敬意を表するとともに、今後のさらなる活躍に向け、職員の士気の向上を図ることを目的に管内独自で実施しています。

今年度も、葛南教育事務所と葛南地区教育委員会連絡協議会より、管内で勤続30年を迎えられた教職員の皆様133名に感謝状を贈呈しました。

参加者は、それぞれにこれまでの思いを胸に抱き、厳粛な雰囲気の中、所長より感謝状を受け取りました。市によっては、教育長から直接感謝の言葉をいただく貴重な機会となり、モラルアップにつながっています。

山下所長からは、「永きにわたり、21世紀を担う子どもたちに対し、崇高な理念、あふれる愛情をもって、管内のみならず千葉県の教育の進展に大きく貢献されたことへの感謝を申し上げますとともに、今後も後輩たちの人材育成については是非ともお力をお貸しいただきたい。」という話がありました。

今後も「UNIFY」を合言葉に、管内5市の教職員がひとつになり、次世代を担う子どもたちのため、より一層のご尽力をお願いします。

# モラルアッププロジェクト委員会

【管理課】

葛南教育事務所モラルアッププロジェクト委員会は、中堅層教員のモラルアップに関する研修企画力の向上を図り、管内各市において核となる人材を育成するとともに、各学校における校内モラルアップ委員会の活性化を図ることを目的として、年間4回開催しています。

令和元年度も22名の委員が中心となり、教職員のモラルアップのための活動を行ってきました。今年度は「信頼される学校づくり」と「働きやすい職場づくり」を中心に、各学校の取組について情報交換や演習、また「不祥事根絶セルフチェックシート」及び「モラルアップセルフチェックシート」の見直しを行いました。第3回、第4回では、各委員が活動報告をしました。今年度も各学校において様々な活動が行われていることがわかりました。

それぞれの課題に対して、校内ミドルリーダー教員の立場から、各学校でより具体的に取り組める内容について考えていきたいと思えます。

(委員からの感想)

- はじめは委員として自信がなかったが、いろいろな先生に声をかけるということで職場に貢献できたと感じている。
- 一番勉強になったことは、管内各市での取組を知ることができたことで、それらを本校に還元できたことです。
- 委員として参加し、様々な先生方の実践を聞き「モラルアップで学校の雰囲気がよくなる」ということを学んだ。
- 自分自身もだが、学校全体でモラルアップについて考えるよい機会となった。
- モラルアップ研修に初めて参加し、他校でどのような取組をしているかが分かった。私たち教員が生き生きとしていることが一番大事だと感じる。この研修に参加することで、学校全体、市全体の雰囲気をよくしていきたい。





# 葛南教育事務所管内学力向上交流会 開催

## 【指導室】

「ちばっ子『学力向上』総合プラン」の一環として、学力向上月間にあたる11月22日（金）に、船橋市立葛飾小学校・葛飾中学校で「学力向上交流会」を開催しました。当日は冷たい雨の中、管内の各小・中・義務教育学校及び特別支援学校等から、370名の参加がありました。

本交流会は、県の学力向上施策の浸透を図るとともに、優れた授業実践や研究実践校等における成果等を紹介し合い、ちばっ子の学力向上について協議し、教員の授業力の向上を図ることを目的としています。本管内では、「ちばっ子『学力向上』

総合プラン」や葛南教育事務所の重点目標に基づいた8テーマに沿って、会場校の授業者による13の提案授業の後、全体会と分科会を行いました。

全体会では、県の施策説明や「全国学力・学習状況調査」の管内の結果と考察を報告し、管内の学力をさらに向上させるための課題を共有しました。

また、その後の各分科会では、提案授業、管内各市の代表者による実践発表について、まさに「主体的」に活発な協議が展開されていました。

参加者からは、「学校全体で取り組むことの大切さを感じた」「教材教具の工夫のヒントを得た」「必然性のある学習場面の設定を考える必要を再認識した」「授業改善への方向性を見出すことができた」等の声が聞かれ、参加者にとっても学びの多い、充実した分科会となったことがうかがえました。各学校における一層の学力向上に向けて、今後の取組へのヒントが得られたようです。

会場校の葛飾小学校・葛飾中学校、授業者・提案者の先生方、船橋市教育委員会をはじめ各市教育委員会の皆様、ありがとうございました。



小学生と中学生が学び合う様子



グループで協働的な学びを行う様子



全体会の様子



活発な協議が交わされている分科会の様子

第1分科会	「学力・学習状況」検証事業
第2分科会	小中連携の取組
第3分科会	道徳教育
第4分科会	外国語活動
第5分科会	ICTの活用
第6分科会	ユニバーサルデザインの視点による授業づくり
第7分科会	主体的・対話的で深い学びの実践 ①
第8分科会	主体的・対話的で深い学びの実践 ②

分科会一覧表

## 障害のある児童生徒の切れ目ない支援につなげるために

【指導室（特別支援教育）】

学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第27号）が施行され、

- ① 特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導が行われている児童生徒について、各学校において個別の教育支援計画を作成すること。
- ② 関係機関等と当該児童生徒の支援に関する必要な情報を共有すること、が規定されました。

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（平成30年8月27日付30文科初第756号）には、個別の教育支援計画に関する基本的な考え方が示されています。

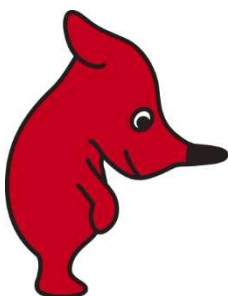
### 第3 留意事項

#### 1 個別の教育支援計画に関する基本的な考え方

- (1) 個別の教育支援計画は、障害のある児童生徒等一人一人に必要とされる教育的ニーズを正確に把握し、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫した的確な支援を行うことを目的に作成するものであること。
- (2) 個別の教育支援計画の作成を通して、児童生徒等に対する支援の目標を長期的な視点から設定することは、学校が教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする際、全教職員が共通理解すべき重要な情報となるものであること。
- (3) 各学校において提供される教育的支援の内容については、教科等横断的な視点から、個々の児童生徒等の障害の状態や特性及び心身の発達の段階に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討する際の情報として、学習指導要領等に基づき作成される個別の指導計画に生かしていくことが重要であること。なお、個別の教育支援計画と個別の指導計画は、その目的な活用する方法に違いがあることに留意し、相互の関連性を図ることに配慮する必要があること。

[学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）30文科初第756号から抜粋]

各学校においては、当該児童生徒が利用する医療機関、放課後等デイサービス等の関係機関との連携や、学校卒業後の一貫した支援のために進路先に引き継ぐことを念頭に、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成することが求められています。





令和元年度 葛南地方生涯学習振興大会

地元で活躍したい方、地域コーディネーター、教頭先生を応援！

# 地域活動が活発になる ヒントを教えます



日本最長級の河津桜並木を維持管理されている方、学校・地元企業・行政をコーディネートし、活躍の場を広めている方、市民大学で学んだことを生かして地域で活躍している方等から、地域活動を活発にするヒントをお聞きします。

**日時** 2020年 **2月9日(日)** 13:20~16:20

**場所** 浦安音楽ホール ハーモニーホール (JR 新浦安駅より徒歩1分)

**参加費** 無料 先着 **200名**



**講演** 「令和時代の地方自治と市民活動について」

2003年日本新語・流行語大賞受賞「マニフェスト」

**北川 正恭氏**

(元三重県知事・早稲田大学名誉教授・マニフェスト研究所顧問)

**事例発表・パネルディスカッション**

コーディネーター **庄嶋 孝広氏**

(大田区議会議員・地域コンサルタント・市民カレッジ講師)

パネラー

■北川 正恭氏

■習志野市民カレッジ卒業生

■新川千本桜の会

■みらいスマイルコミュニティーズ

■習志野市教育委員会社会教育課職員

申込方法  
裏面参照

【指導室（社会教育）】

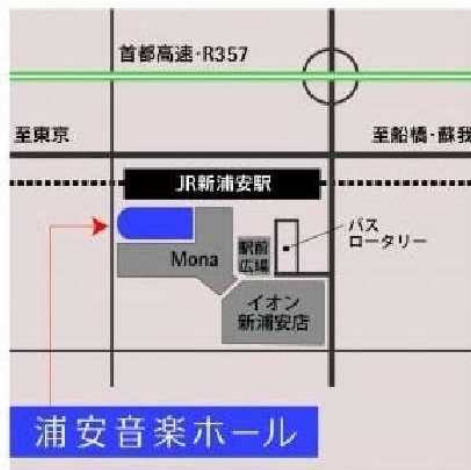
## 令和元年度 葛南地方生涯学習振興大会 地域活動が活発になるヒントを教えます



八千代新川千本桜まつり  
ライトアップの様子

1:00	1:20	1:35	2:40	2:50	3:35	4:20	4:25
受付	開会行事	【講演】 早稲田大学名誉教授 北川 正恭 氏	休憩	【事例発表】 市民カレッジ 新川千本桜 みらいスマイル	【パネルディスカッション】 コーディネーター 庄嶋 孝広 氏	閉会行事	

### アクセス情報



浦安音楽ホール  
〒279-0012 千葉県浦安市入船一丁目6番1号

交通アクセス  
JR京葉線・武蔵野線 新浦安駅南口から徒歩1分

専用駐車場はございません。ご来館の際は、公共交通機関のご利用をお願いします。

### 申込期限

## 令和2年1月31日

【申込みの際にお伝えいただきたいこと】

所属・氏名

連絡先

保育希望(あり・なし)

お住まいまたは、お知りになった市の担当課へ申し込みください。(問い合わせや他市の方は、教育事務所まで)

連絡先	浦安市教育委員会 生涯学習課 香川まで	TEL047-351-1111	FAX047-351-5494
	市川市教育委員会 社会教育課 浮谷まで	TEL047-320-3343	FAX047-320-3344
	船橋市教育委員会 社会教育課 溝口まで	TEL047-436-2895	FAX047-436-2893
	習志野市教育委員会 社会教育課 若梅まで	TEL047-453-9382	FAX047-453-9384
	八千代市教育委員会 生涯学習振興課 内田まで	TEL047-481-0309	FAX047-486-4199
	千葉県教育庁葛南教育事務所 指導室 橋本まで	TEL047-433-6017	FAX 047(433)3169



# 扶養親族の収入を確認しましょう！

【総務課】

扶養親族がパートタイム等で、1年間（暦年）の収入が130万円以上となる場合は、原則として扶養親族として認定することができません。

毎年、130万円以上の収入があることが後から判明し、扶養手当の取消となるケースが多数発生しています。扶養手当は期末手当等にも影響していることから、戻入金額が多額になります。また、場合によっては税法上の扶養控除や健康保険上の扶養が取消になることもあり、所得税や住民税の追徴、医療費の返還も生じることがあります。

扶養手当が支給されている方は、今一度扶養親族の収入を確認するようにしましょう。

## よくある質問(参考)

Q：年金は収入に入るの？

A：入ります。公的年金の他、個人年金も収入として扱いますので、注意してください。  
(遺族年金や障害年金等の非課税年金についても、収入として取扱います)

Q：扶養親族の源泉徴収票をもってきたけど、どこで収入の確認をすればいいの？

A：源泉徴収票上の「支払金額」欄の金額で確認してください。アルバイトを複数やっけていて、複数の源泉徴収票がある場合は、全ての額を合計した金額で確認してください。

Q：自営業の場合、収入の確認はどうすればいいの？

A：確定申告書や収支内訳書により、総収入金額を確認してください。総収入金額から扶養手当上認められる必要経費（※）を除いた金額で確認するようにしてください。

※扶養手当上認められる必要経費

### ① 農業所得

雇人費、小作料、賃借料、種苗費、素畜費、肥料費、飼料費、農具費、農薬衛生費、諸材料費、修繕費、動力光熱費、作業用衣料費、農業共済掛金、荷造運賃手数料、車検代、専従者控除

### ② 営業所得

給料賃金、地代家賃、荷造運賃、水道光熱費、旅費交通費、通信費、損害保険料、修繕費、消耗品費、福利厚生費、売上原価

### ③ 不動産所得

給料賃金、地代家賃、損害保険料、修繕費、消耗品費

(不明な点は学校の事務担当者へお問い合わせください)